

重症/難治性喘息患者医療費助成審査選考等規程

公益財団法人日本アレルギー協会

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本アレルギー協会（以下「この法人」という）における重症/難治性喘息患者医療費助成の適正運営に関して必要な事項を定め、もって、この法人の公益目的事業が円滑かつ公正に行われることに資することを目的とする

(任務)

第2条 本規程は、定款第4条第4項に規定する公益目的事業の遂行にあたって、次の各号に掲げる事項を審査選考する

(1) 治療申請が出された患者が次の助成条件を満たすかどうか

- ① 重症/難治性喘息患者
- ② 高額療養費適用区分エに相当する世帯収入200万円以内の患者
ここで言う世帯とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう
- ③ 初めて生物学的製剤の投与を受ける患者もしくは生物学的製剤の投与経験がある患者で最終の投与から1年以上経過している患者
- ④ (1)、(2)、(3)を満たす患者で、主治医からの治療申請が出された患者
- ⑤ 70歳未満であること
- ⑥ 助成申請は、やむを得ない事情での治療中断等をした場合を除き、原則1回とする。有効判定期間内に有効性が認められない患者には生物学的薬剤を変えてさらに4ヵ月投与する。その期間においても追加助成を行う
*有効判定期間内とは生物学的製剤の有効性を判定する期間4ヵ月をいう

(2) 助成申請に必要な書類が揃えられているか

- ① 助成申請書（患者自身が記載）
- ② 主治医及び助成対象患者情報書（主治医が記載）
主治医は日本呼吸器学会または日本アレルギー学会の専門医を条件とする
- ③ 住民票
- ④ 前年の世帯収入を証明する資料（源泉徴収票、確定申告書第1表等）

(3) その他、理事会から諮問のあった事項

(諮問会議と委員の選任)

第3条 重症/難治性喘息患者医療費助成の適正運営のために諮問会議を設ける

諮問会議は喘息専門医と外部委員の6名で構成し、前項第2条について審査選考する
諮問会議は重症/難治性喘息患者医療費助成審査選考の最終決定機関である

2. 諮問会議委員は、理事長の推薦あるいは理事会での理事の推薦により理事会の承認を経て、理事長が委嘱する
3. 諮問会議委員は、理事長を含む理事 4 名、外部委員として医療経済学者 1 名、弁護士 1 名の合計 6 名で構成する
4. 外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する
 - (1) この法人の理事、監事、評議員又は医薬品企業（喘息治療薬発売企業及び重要な利害関係を有する企業を含む）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、三親等内の親族
5. 委員の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない
6. 委員と直接利害関係がある者が対象となった場合には、当該事案に関し当該委員は審査選考に関与できない

（運営）

第 4 条 諮問会議に委員長 1 名を置く。委員長は、委員会で互選するものとする

2. 諮問会議は、理事長が招集する
3. 諮問会議の議長は、委員長がこれにあたる

（定足数）

第 5 条 諮問会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない

（議決）

第 6 条 委員会は、議決について直接の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって採決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。ただし、少なくとも外部委員 1 名の賛成を要する

（議事録）

第 7 条 委員会の決議については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない

2. 議事録が書面をもって作成されているときは、委員長と出席委員のうち 1 名は、これに記名押印しなければならない

（委員の秘密保持義務）

第 8 条 委員は、審査選考の過程で知り得た内容及び個人情報については、他に漏らしてはならない

（謝金等）

第9条 委員には、その職務執行の対価として謝金等を支給することができる。謝金等の基準については、謝金等支給規程を準用する

(事務局)

第10条 委員会の事務は、この法人の事務局が行うものとする

2. 事務局の職員は、委員会の会議その他の事務処理を通じて知り得た事項を他に漏らし
てはならない

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の承認を要する

(雑則)

第12条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める

附 則

本規程は、令和5年2月20日から施行する（令和5年2月17日理事会決議）